

# 2月は「化学物質管理強調月間」です

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとしており、今年度で2回目となります。

## 本年度のスローガン 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

期 間：令和8年2月1日～令和8年2月28日

### 実施者（事業者）の実施事項

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
  - ・リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
  - ・製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び化学物質安全データシート（以下、SDSという）等による危険有害性等の確認
  - ・ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
  - ・特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

「実施要綱」全文はこちら→



### 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

下記1から順番に、解説やリンク先の情報等を参照に事業場の状況を確認しましょう。

#### 1 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント(RA)対象物であるか把握していますか。

【解説】

化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釀、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。

令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は①の二次元コードからリストをダウンロードできます。また、令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、②の二次元コードから確認することができます。

#### 2 化学物質管理者を選任していますか。

【解説】

令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、③の二次元コードのQ&A No.2-1-1、2-1-10をご確認ください。

#### 3 リスクアセスメント(RA)を実施していますか。

【解説】

リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険また健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスク低減対策を検討することです。④の二次元コードのQ&Aをご確認ください。

#### 4 RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

【解説】

法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。④の二次元コードのQ&A Q12-1、Q12-2も参照してください。

#### 5 安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

【解説】

化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。⑤の二次元コードのQ&A Q15-1、15-2も参照してください。

#### 6 保護具着用管理責任者を選任していますか。（保護具を使用している場合）

【解説】

保護具着用管理責任者の選任については、③の二次元コードのQ&Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。

#### 7 ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）

【解説】

化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。⑤の二次元コードのQ&A Q13-1、13-2も参照してください。

①R7,R8追加分



②R9追加分



③新たな規制Q&A



④RA関係Q&A



⑤SDS関係Q&A

